

島嶼

一日本政府方告ス瀬川伊豫

灘ノ島嶼ニ於テ第三等燈

明シ設ケ明シ年一月十日

西曆十一月十五日

午後夜日没ヨリ日出迄

點燈ス

一燈臺ノ位置並燈ノ光景

陸軍省

尤洋記スレ考(ナリ)

皇曆 明治六年一月一日

西曆 一千八百七十二年一月一日

工部省(奇)格(後)年(之)婚(到)
案

此考(及)佐(藤)氏(三)

一(高)久(崎)野(之)崎(角)西北(端)の

凡(二)百(五)十(三)海(後)の(建)置(ス)

船内海國ニホワイトツチト揚
 載スル地是ナリ北緯三十
 三度五十三分七秒ニシテ英國
 クリーニツチヨリ東經百三十二度
 三十分五十五秒ニ當ル
 一燒燬ノ影石造ニ燒燬ノ
 中一丈二尺ニサリ
 一燬明ニ弟三等ノ不執白名ニシテ

陸奥

海面二百四十二度南七
度西より北七十度マニ
カ位シ
悉精ス 但右の真カ位ナリ
一燈火の真カ海面より十八丈
尺ニシテ其先線二十里海面
産ス

陸奥

アールレリフ